



詳しくは
「なくそう!望まない受動喫煙」Webサイトを
ご覧ください

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



事業者のみなさん / 受動喫煙対策は お済みですか?



受動喫煙対策推進マスコット
けむいモン

受動喫煙対策ハンドブック

2020年4月、健康増進法の一部を改正する法律（以下、「改正法」とする）が全面施行
 患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き
 これにより、多くの方が利用する様々な施設において、喫煙を認める場合は各種喫煙室の

されました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子どもや、
 喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。
 設置が必要となります。

+

文

病院・学校など

学校・児童福祉施設、病院・診療所、
行政機関の庁舎等

第一種施設

飲食店
オフィス・事業所など

事務所、工場・ホテル・旅館、
スーパーマーケット・コンビニエンスストア、
旅客運送事業鉄道・船舶などの施設

第二種施設

あなたの事業所は
 どちらの
 施設？

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために
必要な措置がとられた場所に、
喫煙場所を設置することができる。
(特定屋外喫煙場所)

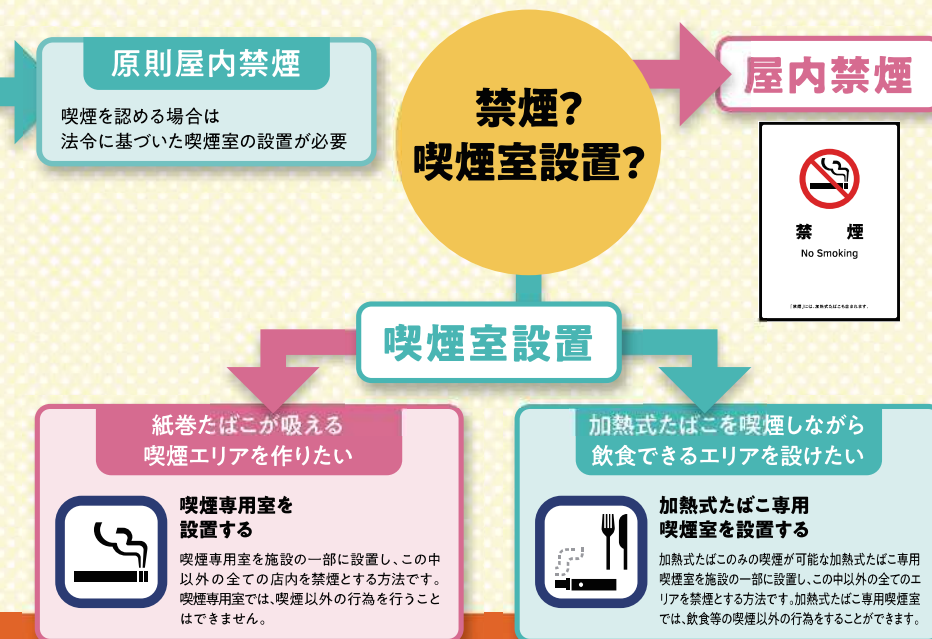
どんな場所、どんな時でも
 喫煙を行う場合は、
 周囲の状況に配慮

喫煙場所の提供を主たる目的とする施設（喫煙目的施設）では、
 技術的基準に適合した喫煙目的室を設置できます。

- 喫煙を主目的とするバー、スナック等
- 店内で喫煙可能なたばこ販売店
- 公衆喫煙所

- ※ただし、喫煙可能エリアには、
- ① 喫煙可能な場所である旨の標識の掲示が義務付けられています。
 - ② 来店客・従業員ともに20歳未満の方は立ち入れません。

※詳細は、P4「喫煙目的室」を参照してください。



「喫煙室設置」の際に必要な事項

- ① たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を遵守しているか。
 - i 出入口において室外から室内に流入する空気の流れが0.2m毎秒以上であること
 - ii たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - iii たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

喫煙専用室

喫煙専用室
Designated
smoking room

「喫煙室」の
出入口の標識

喫煙専用室あり

喫煙専用室あり
Designated
smoking room
available

「施設」の
出入口の標識

技術的基準についての詳細はこちらをご覧ください。
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/point/#anchor10>

- ② 喫煙室の標識及び喫煙室設置施設等の標識を掲示しているか。
- ③ 20歳未満の者を立ち入らせていないか。
- ④ 喫煙場所を定めるときに望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮しているか。
 ※第二種施設の屋外でも配慮が必要です。

喫煙室とは？

設置可能な喫煙室

第二種施設で喫煙室を作る場合

紙巻たばこが吸える喫煙室を設置したい場合



○喫煙が可能
×喫煙以外不可
施設の「一部」に設置可



加熱式たばこが吸える室の中で喫煙以外の行為ができるようにしたい場合



▲加熱式たばこに限定
○喫煙以外も可
施設の「一部」に設置可



喫煙専用室、及び加熱式たばこ専用喫煙室について



第二種施設*では、喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能です。喫煙専用室内では、喫煙することはできますが、それ以外の行為はできません。一方、加熱式たばこ専用喫煙室内では、経過措置として、喫煙が加熱式たばこに限定されますが、飲食等の喫煙以外の行為を行うことを可能としています。

※P1を参照

既存特定飲食提供施設に該当する場合

2020年4月1日時点で、現に存する店舗ですか？

資本金または出資の総額5000万円以下ですか？

客席面積は100㎡以下ですか？

「いいえ」

「すべてはい」

既存特定飲食提供施設に該当

経営判断により設置可能



喫煙可能室

○喫煙が可能
○飲食などの提供可能
施設の全部、または一部に設置可



経過措置としての、喫煙可能室

既存の経営規模の小さな飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、経過措置として、こうした飲食店を既存特定飲食提供施設とし、喫煙可能室の設置を可能としています。喫煙可能室では、喫煙に加え、飲食等を提供することを可能としています。

※既存特定飲食提供施設の詳細については、厚生労働省の受動喫煙特設サイトをご確認ください。また、喫煙可能室の設置には申請が必要であること、各地域によって上乗せ条例があることもご注意ください。

喫煙する場所の提供が主たる目的の施設である場合

喫煙目的施設に該当



公衆喫煙所



喫煙を主目的とするバー、スナック等



喫煙可能なたばこ販売店

○喫煙が可能
施設の全部、または一部に設置可

喫煙目的室



シガーバーや、たばこ販売店、公衆喫煙所など、喫煙をする場所を提供することを主な目的とする施設(喫煙目的施設)については、たばこの煙の流出防止のための技術的基準に適合した屋内の場所に限り、喫煙目的室を設けることができます。

その他、遵守事項

喫煙器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。



広告・宣伝

喫煙室設置施設の営業について広告または宣伝するときは、喫煙室設置施設であることを明らかにしなければなりません。そのため、ホームページや看板等の媒体において、広告または宣伝を行う場合は、明瞭かつ正確に表示するようにしてください。
※喫煙専用室を除く。

罰則

義務違反時の指導・命令・罰則の適用について

改正法によって、違反者には、罰則（過料）が科せられることがあります。改正法における過料とは、秩序罰としての過料であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものです。また、過料の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定されます。

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△※2	○（命令に限る）	○（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止	○	—	○（50万円以下）
施設等の管理権原者 ※1を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者（管理権原者とは別に、事実上現場の管理を行っている者のこと）にも義務が発生する	喫煙器具・設備等の撤去等※1	○	○	○（50万円以下）
	喫煙室の基準適合	○	○	○（50万円以下）
	施設要件の適合（喫煙目的施設に限る）	○	○	○（50万円以下）
	施設標識の掲示	○	—	○（50万円以下）
	施設標識の除去	○	—	○（30万円以下）
	書類の保存 （喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）	○	—	○（20万円以下）
	立入検査への対応※1	—	—	○（20万円以下）
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止※1	○	—	—
	広告・宣伝※1 （喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る）	○	—	—

※2喫煙を発見した場合、違反者に対しては、指導がなされます。その上で、繰り返し指導されてもなお喫煙を続ける等、改善が命令の前にも見られない場合に、命令がなされます。

ご留意事項



財政支援・税制措置

受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる財政・税制上の制度が整備されています。

【財政支援】受動喫煙防止対策助成金

本助成金は、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。
詳しくは右記QRコードからホームページをご参照ください。



【財政支援】生衛業受動喫煙防止対策助成金

上記助成金の対象とならない生衛事業者の方は右記QRコードからホームページをご参照ください。



【税制措置】特別償却又は税額控除制度

商業・サービス業・農林水産業活性化税制において、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための各種喫煙室に係る器具備品及び建物附属設備をその対象とするものです。
2021年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却（30%）又は税額控除（7%）の適用を認めます。

対象となる事業者

中小企業等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等）及び従業員数1,000人以下の個人事業主（税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る）

対象

器具・備品（1台又は1基の取得価額が1台30万円以上）、建物附属設備（1台の取得価額が60万円以上）

※詳しくは、下記の経営改善指導等を行う機関にお問い合わせください。
都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会、商店街振興組合連合会、認定経営革新等支援機関等